

令和6年2月9日

令和6年能登半島地震に係る文化財レスキュー事業と文化財ドクター派遣事業の開始について

令和6年能登半島地震により被災した文化財等に関し、独立行政法人国立文化財機構は文化財レスキュー事業と文化財ドクター派遣事業を開始いたします。

- 独立行政法人国立文化財機構は、石川県より令和6年1月25日、富山県より令和6年2月6日付けで被災した文化財等に関する救援要請が文化庁に対して提出されたことを受け、文化庁が実施する令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業、被災建造物復旧支援事業の事業実施を受託しました。これを受けて、国立文化財機構では令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）と令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）について文化財防災センターを事務局として開始いたします。（別紙事業枠組図参照）
- 同事業を開始するに当たり、事業実施のために令和6年能登半島地震被災文化財等救援委員会と令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援委員会、および両委員会の合同会議を下記の通り開催いたします。

記

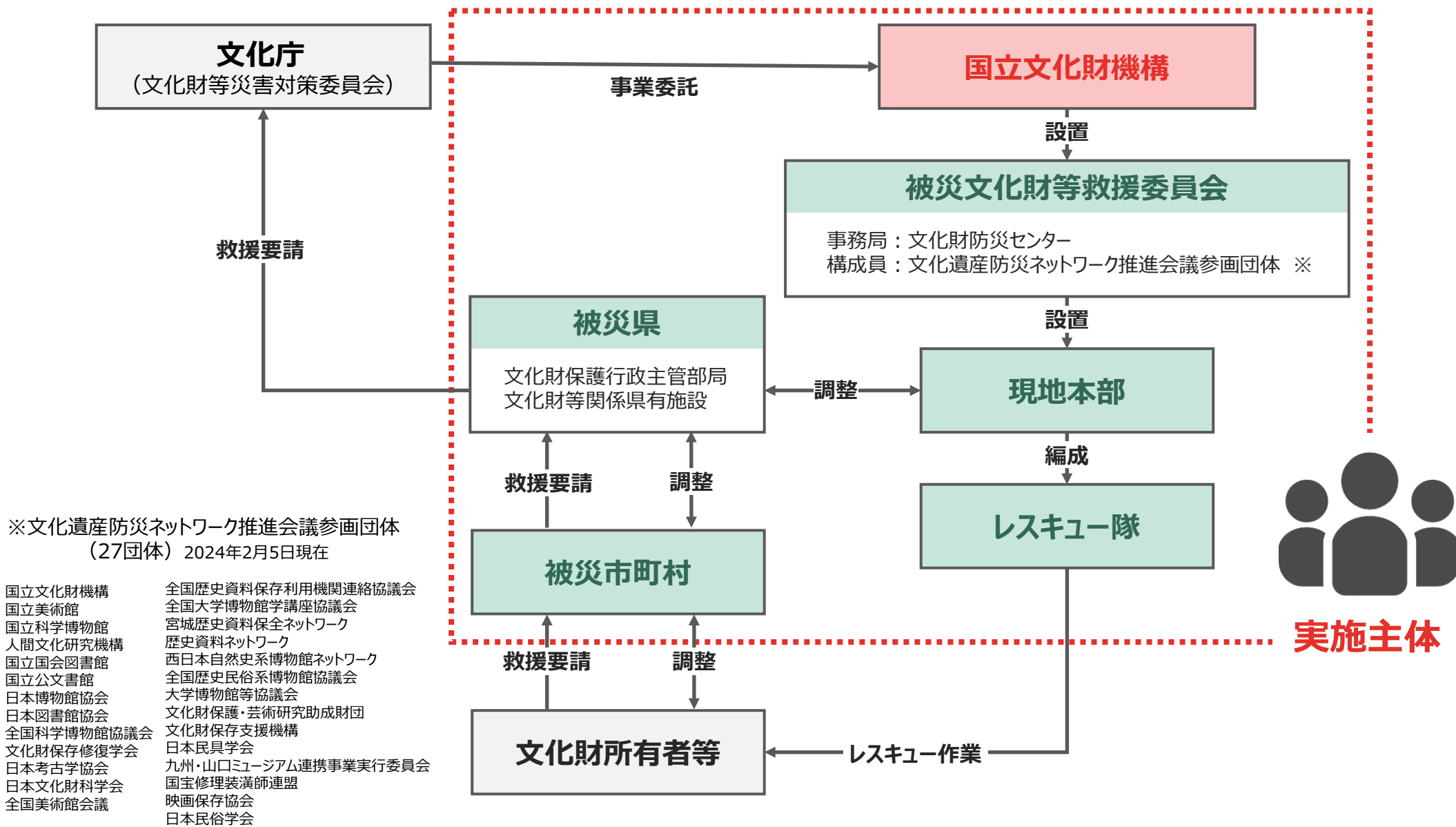
日 時 令和6年2月13日（火） 午後1時30分から2時30分
会 場 石川県庁1407会議室（石川県庁14階）

<担 当>

国立文化財機構 文化財防災センター
文化財防災統括リーダー 小谷 竜介
電話：0742-31-9056（代表）

令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

文化財の廃棄・散逸を防止するため、主に国指定等以外の文化財（動産文化財）を対象として、緊急に保全措置を必要とする動産文化財及び美術品を対象に、救出、応急措置し、博物館等において一時保管を実施

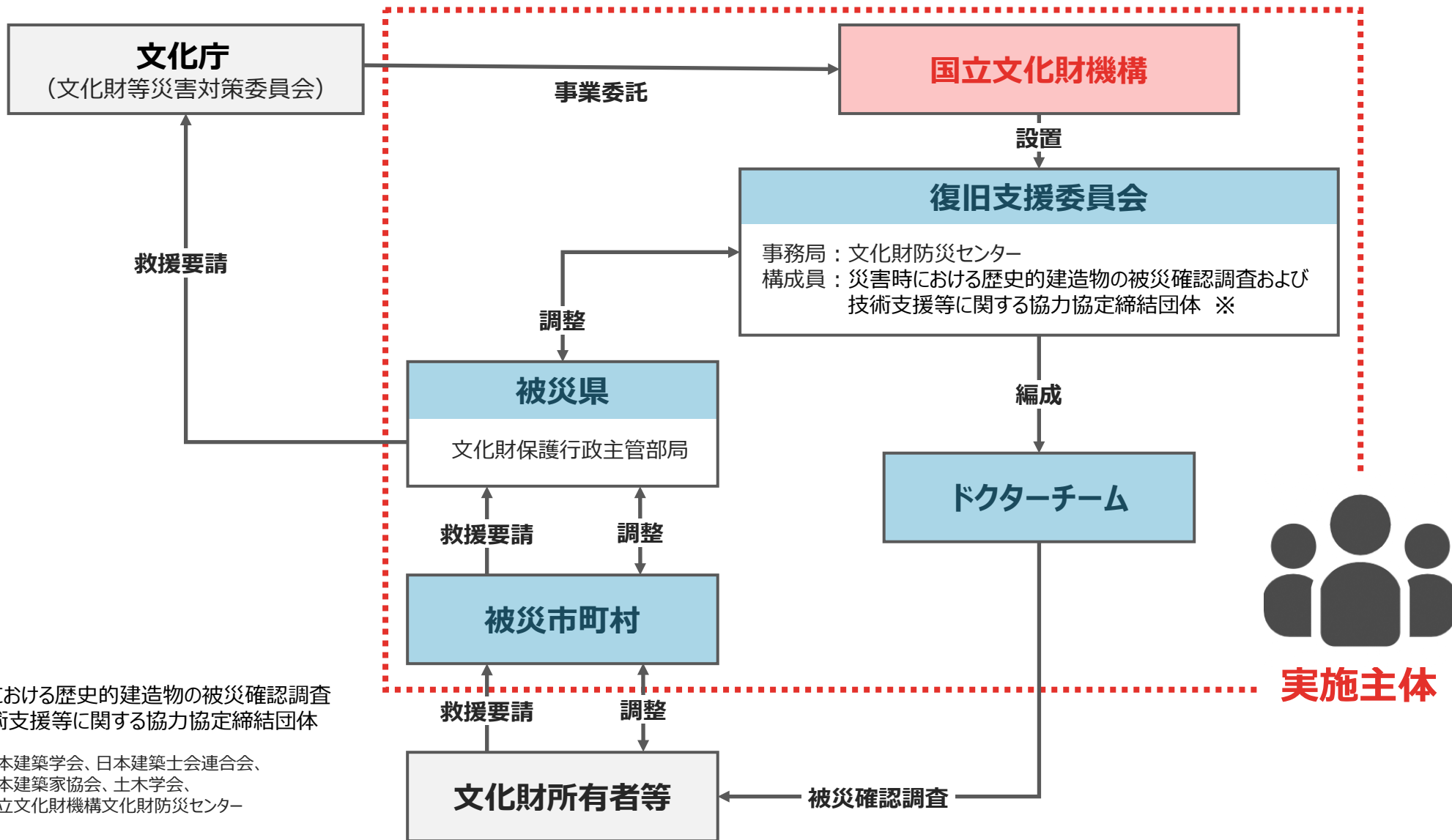




文化財防災センター

令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）

文化財建造物を保護するため、主に国指定等以外の文化財（建造物）を対象として、応急措置及び復旧に向けて専門家を派遣し技術支援等を実施



※災害時における歴史的建造物の被災確認調査および技術支援等に関する協力協定締結団体

日本建築学会、日本建築士会連合会、
日本建築家協会、土木学会、
国立文化財機構文化財防災センター